



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 東洋製罐グループホールディングス株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 中井 隆夫  
(コード番号 5901 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員総務部長 小笠原 宏喜  
(TEL 03-4514-2001)

### 東洋鋼鋳株式会社株式（証券コード：5453）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

東洋製罐グループホールディングス株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 30 年 2 月 7 日付「東洋鋼鋳株式会社株式（証券コード：5453）に対する公開買付けに関するお知らせ」において公表しましたとおり、同日開催の取締役会において、東洋鋼鋳株式会社（コード番号：5453 東証第一部、以下、「対象者」といいます。）を当社の完全子会社とすることを目的として、①日本及び中国の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること、②対象者の取締役会において本公開買付け（以下に定義されます。以下同じとします。）に賛同し対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の意見表明決議が行われていること、③対象者に設置された第三者委員会から、対象者の取締役会に対し、本諮問事項（後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iv) 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」において定義されます。以下同じとします。)につき肯定的な内容の答申が行われており、かつ当該答申が撤回されていないこと、④対象者の取締役会が平成 30 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行わない旨の決議を行っていること、並びに⑤対象者グループ（後記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」において定義されます。以下同じとします。)の財政状態に重大な悪影響を与える事由（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 11 第 1 項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由又はそれらに類似し若しくは準じる事由をいいます。）が生じていないことの各条件（以下、①から⑤の条件を総称して「本公開買付前提条件」といいます。なお、上記④の条件に関しては、後記「4. その他」の「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の「②平成 30 年 3 月期期末配当」をご参照ください。)が充足された場合（又は当社が本公開買付前提条件を放棄した場合）に、発行済みの対象者の普通株式（以下、「対象者株式」といいます。）の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象として、公開買付け（法及び関係法令に基づくものをいい、以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しておりました。

今般、日本及び中国の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したこと、並びに対象者が設置した第三者委員会が、対象者取締役会に対して平成 30 年 2 月 7 日付答申書（後記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義されます。以下同じとします。）の内容に変更がない旨の平成 30 年 5 月 10 日付答申書（後記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義されます。以下同じとします。）を提出したこと、また、その他の本公開買付前提条件が充足されたことから、当社は、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを平成 30 年 5 月 11 日より開始することを決定いたしました。

記

## 1. 買付け等の目的等

### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者株式47,885,756株（所有割合（注1）47.53%）を所有しており、当社は、実質支配力基準に基づき、平成11年度より、対象者を連結子会社としております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が本日公表した平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下、「対象者決算短信」といいます。）に記載された平成30年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（100,800,000株）から対象者決算短信に記載された平成30年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数（54,032株）を控除した数（100,745,968株）に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位四捨五入）をいい、以下同じとします。

当社は、平成30年2月7日付「東洋鋼鈹株式会社株式（証券コード：5453）に対する公開買付けに関するお知らせ」において公表しましたとおり、同日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、本公開買付前提条件が充足された場合（又は当社が本公開買付前提条件を放棄した場合）、発行済みの対象者株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施することを決定しております。

今般、日本及び中国の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したこと、並びに対象者が設置した第三者委員会が、対象者取締役会に対して平成30年2月7日付答申書の内容に変更がない旨の平成30年5月10日付答申書を提出したこと、また、その他の本公開買付前提条件が充足されたことから、当社は、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを平成30年5月11日より開始することを決定いたしました。

当社は、本公開買付けにおいて、本公開買付けが成立した場合に当社が所有する対象者の議決権数の合計が対象者の総議決権数（注2）の3分の2以上となるよう19,278,300株（注3）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の合計が買付予定数の下限（19,278,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、当社が対象者株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限（19,278,300株）以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）「対象者の総議決権数」とは、対象者決算短信に記載された平成30年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（100,800,000株）から、対象者決算短信に記載された平成30年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数（54,032株）を控除した株式数（100,745,968株）に係る議決権数（1,007,459個）をいいます。

（注3）買付予定数の下限は、上記（注2）の対象者の総議決権数（1,007,459個）に3分の2を乗じた数（671,640個）（なお、小数点以下を切り上げております。）から、当社が所有する議決権の数（478,857個）を減算した議決権数（192,783個）に、100株を乗じた数（19,278,300株）です。

当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて、発行済みの対象者株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の取引（以下、本公開買付けと併せて「本取引」といいます。）を実施することにより、発行済みの対象者株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

また、対象者が平成30年2月7日に公表した「支配株主である東洋製罐グループホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」及び本日公表した「支配株主である東洋製罐グループホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下、併せて「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、平成30年2月7日、審議及び決議に参加した取締役の全員一致で、本公開買付けは、(a)既存事業における成長分野や新規事業への成長投資、(b)対象者と当社とのグループ間シナジーの最大化、及び(c)人材交流の推進といった施策の実現をより確実にするも

のであることから、今後の対象者の企業価値の向上に資すると判断したとのことです。また、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下、「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成30年2月7日開催の対象者の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合、これに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、今般、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iv) 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、対象者が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会から平成30年2月7日に提出された答申書（以下、「平成30年2月7日付答申書」といいます。）の内容に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを対象者が平成30年2月7日付で諮問していたことに従い、第三者委員会において検討を行った結果、第三者委員会は、本日、対象者取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の答申書（以下、「平成30年5月10日付答申書」といいます。）を提出したとのことです。対象者は、かかる第三者委員会の意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

対象者の上記各取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース及び後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針  
当社は、大正6年に東洋製罐株式会社（以下、商号変更前の当社を「旧東洋製罐」といいます。）として創業し、昭和10年10月に大阪証券取引所、昭和24年5月に東京証券取引所に株式を上場いたしました。その後、旧東洋製罐は、経営環境の変化に柔軟に対応するとともに競争力の強化を図り、永続的な成長を可能とすることを目的として、平成25年4月に持株会社体制に移行し、商号を現在の当社名に変更いたしました。当社は、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、「当社グループ」と総称します。）全体の経営戦略及び目標を明確に定め、当社グループ内の経営資源の最適配分を行うことにより、機動的かつ効率的な事業運営を推し進めており、平成29年6月25日には、創立100周年を迎えました。

本日現在、当社グループは、当社及び子会社87社（連結子会社71社、非連結子会社16社）並びに関連会社12社から構成され、金属・プラスチック・紙・ガラス等の素材を活かし高品質・高機能の製品を「安全・安価・迅速」に提供することに努めております。当社グループは、総合容器メーカーとして、金属・プラスチック・紙・ガラスを主原料とする容器の製造販売、エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売及び包装容器関連機械設備の製造販売を行う「包装容器関連事業」、鋼板及び鋼板の加工品の製造販売を行う「鋼板関連事業」、磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルム・塗薬・微量元素肥料・顔料・ゲルコートなどの機能材料の製造販売を行う「機能材料関連事業」及びオフィスビル・商業施設などの賃貸を行う「不動産関連事業」を主な事業内容としております。その他、自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金・農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売、損害保険代理業などの事業を営んでおります。

当社は、従前、平成28年5月13日付「東洋製罐グループ中期経営計画の策定に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、「東洋製罐グループ第四次中期経営計画」を策定し、計画の実行に努めて参りました。しかし、

平成30年3月7日付「新たな東洋製罐グループ中期経営計画の策定に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、(a)包装容器事業の構造改革、組織再編及び業界再編を進めてきている中、当社グループを取り巻く経営環境が加速度的に変化していること、並びに、(b)本公開買付けを決定し、新たな事業運営体制への移行を計画していることを背景に、「東洋製罐グループ第四次中期経営計画」を平成29年度（平成30年3月期）で中止し、平成30年度（平成31年3月期）から平成32年度（平成33年3月期）までの3ヶ年計画である「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」（以下、「当社中期経営計画」といいます。）を新たに作成し、平成30年5月15日に公表することといたしました。当社中期経営計画における基本戦略の概要は以下のとおりです。

- ・お客さま、社会に対する新しい価値の恒常的な提供
- ・成長を実現するための組織構造、風土改革の推進

当社中期経営計画では、数値目標として、平成30年度（平成31年3月期）は売上高8,000億円、営業利益340億円、平成31年度（平成32年3月期）は売上高8,100億円、営業利益400億円、平成32年度（平成33年3月期）は売上高8,200億円、営業利益500億円を掲げております。また、株主還元・利益配分に関する方針としては、安定的かつ継続的に行うことを基本とし、「連結配当性向20%以上」を基準としております。

一方、対象者は、旧東洋製罐に対して金属缶の主要原材料である「ぶりき」を安定的に供給することを目的に、対象者の筆頭株主として旧東洋製罐が中心となり、昭和9年にぶりきメーカーとして設立されました。設立当時、世界のぶりき生産の8割強を米国・英国・ドイツの3ヶ国が占め、国内のぶりき生産は官営八幡製鐵所のみが年間約4万トンを生産している状況であり、対象者は日本で民間初のぶりきメーカーとなりました。また、設立当時、国内のぶりきの消費量は増加の一途をたどり、年間12万～15万トンの需要の大部分を輸入に頼っておりました。そのような状況において、日本の缶詰輸出拡大にともなう金属缶需要の急増を背景として、旧東洋製罐が輸入に依存する弊害を改め、ぶりきの安定的な自給体制の構築を目指し、官営八幡製鐵所の技術協力を受け、対象者を設立しました。設立以来、対象者は「鉄」にこだわり、順調に事業の拡大を続け、昭和24年5月に東京証券取引所に株式を上場いたしました。なお、当社は、昭和27年以降、一貫して対象者における筆頭株主でありました。当社は、平成11年当時、対象者の総株主の議決権の約47%を所有しておりましたが、同年に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係省令改正が行われ、「支配力基準」が導入されたことにより、対象者は当社の連結子会社となりました。

対象者は、表面処理鋼板のパイオニアとして、長い歴史で培った豊富な知識とノウハウを原動力に、圧延、表面処理、ラミネート（鋼板の表面にポリエステル樹脂を熱圧着すること）等の対象者固有の技術を基に、アルミや樹脂等の鉄以外の分野への進出も果たし、対象者グループ（本日現在、対象者及び子会社16社並びに関連会社7社から構成されます。以下、「対象者グループ」と総称します。）においては、「永続的に有益な価値を提供し、地球環境や社会の進歩に貢献します。」という揺るぎない経営理念のもと、①ぶりき・ティンフリースチール（ぶりき原板に電解クロム酸処理等を行った鋼板）等の鋼板及び鋼板の加工品・容器用機能フィルムの製造販売（鋼板関連事業）、②磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルムの製造販売（機能材料関連事業）、③自動車用プレス金型・梱包資材用帯鋼・機械器具・硬質合金の製造販売（機械関連事業）を主な事業として、対象者のお客様にご満足いただける製品・サービスを提供し続けており、当社グループの鋼板関連セグメント及び機能材料関連セグメントにおいて、平成11年度以降、連結子会社として重要な役割を担っております。

対象者は、我が国の経済の動向や収益環境の変化等を踏まえ、平成28年5月11日に平成28年度から3ヶ年のグループ中期経営計画「TK WORKS 2018」をスタートさせたとのことです。対象者は「TK WORKS 2018」に掲げた重点施策を着実に遂行することにより、その持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指しているとのことです。「TK WORKS 2018」で掲げている基本方針は以下のとおりとのことです。

#### 中期経営計画の基本方針

- ・既存事業の収益性の改善により経営基盤の強化を図り、V字回復を達成します。
- ・前中期経営計画における投資のリターンを確保するとともに、成長戦略であるグローバル市場への更なる事業展開と研究開発の強化により、新規事業の創出を継続して推進します。
- ・東洋製罐グループ各社との一層の連携強化により、事業領域の拡大を図ることで、グループ全体の企業価

値向上に貢献します。

- ・事業環境の変化に柔軟に対応し、新たな価値を創造する人材の育成に努めます。

しかしながら、近年の経営環境は、少子高齢化にともなう国内市場の縮小や競合各社との競争激化、資材・エネルギー価格の上昇など、ますます厳しさを増しています。

そうした中、当社のグループ事業会社（当社グループに属する会社のうち、当社及び対象者グループを除く事業会社をいいます。以下同じとします。）の主力事業である包装容器事業の売上高の約3割を占める金属容器事業は、原材料であるスチールの約7割を対象者から購入しており、当社は対象者を重要なグループ会社と位置付けております。国内の包装容器事業は少子高齢化が進展する中で、市場の拡大が期待できず、競合各社との差別化が困難な事業であり、価格競争は激化しております。また、金属容器事業は、総原価に占める材料費の割合が極めて高く、コストダウンを図り価格競争力を高めるためには、材料に関わる技術開発についての対象者との協業関係の強化が一層重要になってまいります。

一方、欧米を中心とした海外市場では金属容器市場は伸長しておりますが、環境対策やサステナビリティ（注4）の観点でBPA（注5）規制が強化されるなど転換点を迎えております。このような状況の下、当社のグループ事業会社である東洋製罐株式会社において金属加工技術を、対象者において金属素材に関する知見及び表面処理技術を、当社のグループ事業会社である米国の **Stolle Machinery Company, LLC** において金属容器生産機械の製造技術をそれぞれ保有しており、金属容器に関して素材の開発・生産から最終製品までのバリューチェーンを当社グループのみで提供することが可能な体制を構築しております。これらの会社のうち、東洋製罐株式会社及び **Stolle Machinery Company, LLC** は、当社の完全子会社となっております。対象者を完全子会社化することで、当社の完全子会社において、材料販売、金属容器生産機械の販売・据付及び消耗部品販売、並びに金属容器製造技術に関するライセンス供与まで広範囲にわたる各事業を一気通貫で行うことができ、既存のビジネスモデルを強化することができます。当社は、これらの強みを活かすことで、省資源・省エネルギー・省人化を可能にする革新的な金属容器生産システムの開発も可能になると考えており、これまで、金属容器生産を内製化する際の参入障壁となっていた設備投資、材料調達、生産技術に関して、当社グループが低価格の生産システムを飲料メーカーなどへ供給することで、飲料メーカーなどにおける金属容器生産の内製化が可能になり、更には、金属容器が普及していない新興国へも製品を販売することが可能となるなど、ビジネスチャンスが広がることを期待しております。また、対象者は当社のグループ事業会社である東洋製罐株式会社との協業で金属容器事業に関する素材開発を進めてまいりました。対象者はこれらの開発で得た知見により樹脂など金属容器事業以外の素材開発にも取り組み、実績を残しております。当社が対象者を完全子会社とすることで、当社と対象者の間の技術開発についての協業関係が強化され、金属容器事業の発展につながるだけでなく、金属容器以外においても当社のグループ事業会社と対象者の双方の事業が拡大することを期待しております。

（注4）持続可能な社会の実現を意味します。

（注5）Bisphenol A という化学物質を意味します。Bisphenol A は、主にプラスチック製品及び金属容器に使用される塗料に含まれ、人体への悪影響が指摘されております。

また、当社のグループ事業会社は、海外事業において、すでにグループ各社が進出しているアジア・欧米に加え、経済成長が著しい中東・南米・東欧地域への進出も検討し、グループの規模・収益基盤の拡大を目指す必要があります。海外進出を実現するための競争優位なビジネスモデルの構築には、多額の資金やリスクをとまなうほか、現地法令・慣習などの知見、グローバル人材の育成・確保が重要であり、対象者も含めた当社グループ全体として、事業別・地域別戦略に基づいた適切な海外投資判断を企画・実行することが望ましいと考えております。当社が対象者を完全子会社とすることで、これまで以上に迅速な意思決定及び機動的な投資の実行を行うことができるようになるとともに、対象者を含めた当社グループ全体の戦略に基づく判断を企画・実行することが可能になると考えております。

さらに、当社及び当社のグループ事業会社の新規事業においては、ライフサイエンス、電気電子・情報通信・エネルギー、環境、包装容器分野における新規ビジネスの立ち上げ・育成に取り組んでおり、既に医療分野での実績

がある対象者の新規事業のDNAチップ事業と当社の食中毒菌の検査キットを用いた一括検査システムの構築等、対象者との協業により一定の成果が現れている事業もありますが、対象者と当社及び当社のグループ事業会社とが一体となり、これらを推し進めることにより、一層のシナジーが期待できるものと考えております。

加えて、当社グループはサステナビリティとCSR（注6）に積極的に取り組んでおり、グローバルなCSR活動、環境保護活動、社会貢献活動への対応や、ガバナンス機能の強化が不可欠であります。しかしながら、監査、法務、環境等の高度な専門知識が求められる実務での人材確保は難しくなっており、当社、対象者のそれぞれで機能を配するよりは、両社の人材を当社に集約し、コーポレート機能を強化することが人材の育成や有効活用に資すると考えております。

（注6）企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）を意味します。

当社としては、上記の施策を迅速に具体化していくため、当社と対象者が同一の視点でお客様やその他ステークホルダーへの価値提供を検討し、事業戦略を完全に一体化して効率的な事業運営を実行することが対象者にとっても必要との認識に至りました。

加えて、対象者は、対象者グループの利益を目的として事業運営及び資金等の管理を行っておりますが、事業環境の変化に迅速に対応するためには、対象者を当社の完全子会社とすることで、迅速な意思決定を行うとともに、対象者においても、当社グループ全体の利益を目的とした事業運営及び資金等の管理を行うことが重要となります。事業環境の急激な変化に対応するためには、中長期的な観点からの対象者を含めた当社グループ全体としての投資・事業戦略を採ることの重要性がより一層増している一方で、対象者の上場を維持する場合には、対象者の少数株主の利益を確保する必要があり、また、当社グループ全体としての中長期的な戦略に対象者の経営資源を用いることについては、当社と対象者の少数株主との間で利益相反が生じる可能性があると考えております。

当社と対象者とは、かねてより両社の企業価値向上についての様々な経営上の選択肢について断続的に協議を行っておりましたところ、当社は、平成29年9月14日に、対象者に対して本取引に関する初期的な提案を行い、その後、対象者との間で、本取引について継続的な協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、対象者が、引き続き厳しい経営環境に置かれる中で、中長期的に事業運営を強力に推進する組織体制について、当社グループ全体の企業価値の向上及び持続的な発展を可能とするためには、当社が対象者の全株式を取得することにより、対象者を当社の完全子会社とすることが最善の策であるとの結論に至りました。

なお、本公開買付けは、平成30年2月7日時点において、当社は、平成30年3月下旬頃には本公開買付けを開始することを目指していたものの、中国の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であったことから、対象者によれば、対象者の取締役会においては、後記「2. 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「（v）対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」とおり、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成30年2月7日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及び本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うこととしたとのことです。

今般、後記「2. 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「（iv）対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、対象者が設置した第三者委員会に対して、平成30年2月7日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを対象者が平成30年2月7日付で諮問していたことに従い、第三者委員会において検討を行った結果、第三者委員会は、本日、対象者取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の平成30年5月10日付答申書を提出したとのことです。対象

者は、かかる第三者委員会の意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の完全子会社化以降の対象者の事業に係る当社の戦略や将来の事業戦略については、当社と対象者とが今後協議の上、決定していくこととなりますが、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者事業の強化を図っていきます。また、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者が注力している鋼板関連事業・機能材料関連事業・機械関連事業だけでなく、当社及び当社のグループ事業会社を含めた広い事業領域において、一体運営により当社及び当社のグループ事業会社と対象者の既存事業における取引先との関係構築、成長市場での製品開発の強化と新市場の創出を通じたグローバル展開を行ってまいります。同時に当社は、対象者が長きにわたり構築してきたふりきを始めとした表面処理技術を守り、さらに進化させていく考えであり、事業特性や営業基盤等、技術・運営体制の優れた点を尊重した上で、対象者事業の一層の拡大と強化を図ります。

対象者の完全子会社化以降の経営体制については、現時点では、引き続き対象者の現経営陣が経営を担うことを想定しておりますが、詳細については、当社の各グループ事業会社の経営体制も踏まえ、今後、対象者と協議の上で決定してまいります。併せて、対象者の完全子会社化後も、現時点では、対象者の社名の変更や、対象者を非存続企業とする組織再編は予定しておらず、従業員の雇用条件は基本的に維持する予定です。

### (3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。なお、当社の取締役専務執行役員1名が対象者の取締役を、当社の常勤監査役1名が対象者の監査役を、それぞれ兼務しており、また、対象者の代表取締役社長1名が当社の執行役員を兼務しております。

- ① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
- ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ④ 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
- ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立し、当社が発行済株式の全てを取得できなかった場合には、対象者に対して以下の手続の実施を要請する予定です。

具体的には、本公開買付けの成立により、当社が、対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、当社が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主として権利行使することが可能となった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2

編第2章第4節の2の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(当社及び対象者を除きます。)の全員(以下、「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求(以下、「株式売渡請求」といいます。)する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、当社は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により当該株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、当社は、当該株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主が所有する対象者発行済株式の全てを取得します。当社は、当該売渡株主の所有していた対象者株式の対価として、当該各売渡株主に対し、対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社より株式売渡請求をしようとする旨の会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会において、当社による株式売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本公開買付けの成立により、当社が、対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、当社は、対象者株式の併合を行うこと(以下、「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じとします。)に相当する対象者株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(当社及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、当社が対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(当社及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(当社及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合及び当社以外を対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(当社及び対象者を除きます。)に対し



ては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	東洋鋼板株式会社 (Toyo Kohan Co.,Ltd.)	
② 所 在 地	東京都千代田区四番町 2 番地 12	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 隅田 博彦	
④ 事 業 内 容	ぶりき、薄板及び各種表面処理鋼板並びに各種機能材料等の製造・販売	
⑤ 資 本 金	50 億 4,000 万円	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 9 年 4 月 11 日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 29 年 9 月 30 日現在) (注)	東洋製罐グループホールディングス株式会社	47.51%
	株式会社三井住友銀行	2.96%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.90%
	UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2.36%
	公益財団法人東洋食品研究所	2.04%
	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.99%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.70%
	株式会社淀川製鋼所	1.42%
	GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.32%
	株式会社山口銀行	1.31%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、対象者株式47,885,756株（所有割合47.53%）を所有し、対象者を連結子会社としております。	

人 的 関 係	公開買付者の取締役専務執行役員 1 名（毎田知正氏）が対象者の取締役を、公開買付者の常勤監査役 1 名（大川邦夫氏）が対象者の監査役を、それぞれ兼務しており、また、対象者の代表取締役社長 1 名（隅田博彦氏）が公開買付者の執行役員を兼務しております。
取 引 関 係	対象者は、公開買付者のグループ事業会社である東罐商事株式会社が高炉メーカーより調達した鋼材を購入し、対象者は表面処理加工した鋼材を公開買付者のグループ事業会社である東洋製罐株式会社等に販売しております。また、公開買付者は、対象者への資金の融資に加え、対象者のコーポレート機能の一部を担っております。
関連当事者への 該 当 状 況	公開買付者は、対象者の親会社であり、対象者の関連当事者に該当します。

(注) 大株主の持株比率は、平成29年11月10日に提出した第121期 第2四半期報告書の「大株主の状況」から引用しております。

(2) 日程等

① 日程

公開買付開始公告日	平成 30 年 5 月 11 日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
公開買付届出書提出日	平成 30 年 5 月 11 日（金曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 30 年 5 月 11 日（金曜日）から平成 30 年 6 月 21 日（木曜日）まで（30 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 718 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。

大和証券は、対象者株式について、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行い、当社は、平成 30 年 2 月 6 日に大和証券から対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下、「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

なお、大和証券による対象者株式 1 株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法	482 円～608 円
類似会社比較法	484 円～626 円
DCF法	557 円～799 円

市場株価法では、平成30年2月5日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値608円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値482円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値500円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を482円から608円までと分析しております。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を484円から626円までと分析しております。

最後に、DCF法では、対象者が作成した平成30年3月期から平成33年3月期までの事業計画（以下、「本事業計画」といいます。）における収益や投資計画、一般に公開された情報等（対象者が平成30年2月7日に公表した平成30年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下、「対象者四半期決算短信」といいます。）における、平成30年3月期連結業績予想を含みます。）の諸要素を前提として、対象者が平成30年3月期第3四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、557円から799円までと分析しております。なお、本事業計画については大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。本事業計画において見込まれている増益の内容につきましては、後記「②算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。

当社は、大和証券から取得した公開買付者算定書記載の算定結果に加え、平成29年10月から12月まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、過去に実施された本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成30年2月7日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金718円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金718円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成30年2月6日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の598円に対して20.07%（小数点以下第三位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成30年1月9日から平成30年2月6日まで）の終値の単純平均値514円に対して39.69%、過去3ヶ月間（平成29年11月7日から平成30年2月6日まで）の終値の単純平均値484円に対して48.35%、過去6ヶ月間（平成29年8月7日から平成30年2月6日まで）の終値の単純平均値501円に対して43.31%、本日の前営業日である平成30年5月9日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の716円に対して0.28%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

## ② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社は、平成29年9月14日、対象者に対して本公開買付けを提案し、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下、「SMBC日興証券」といいます。）、リーガル・アドバイザーとして高井&パートナーズ法律事務所をそれぞれ選任し、さらに利益相反回避のため第三者委員会を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。その上で、当社及び対象者は、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件について複数回に亘る協議・交渉を重ねてまいりました。上記協議・交渉を経て、当社は、対象者との間で、対象者を含む当社グループ全体の企業価値の向上及び持続的な発展を可能とするためには、当社が対象者の全株式を取

得ることにより、対象者を当社の完全子会社とすることが最善の策であるとの結論に至り、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件について合意したことから、平成30年2月7日開催の当社の取締役会において、本公開買付前提条件が充足された場合（又は当社が本公開買付前提条件を放棄した場合）、速やかに本公開買付けを実施することを決議しました。

当社は、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、当社のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、当社は大和証券から平成30年2月6日に公開買付者算定書を取得しました。なお、大和証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。また、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(ii) 当該意見の概要

大和証券は、対象者株式について、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は、平成30年2月6日に大和証券から公開買付者算定書を取得いたしました。大和証券による対象者株式1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法	482円～608円
類似会社比較法	484円～626円
DCF法	557円～799円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、大和証券から取得した公開買付者算定書記載の算定結果に加え、平成29年10月から12月まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、過去に実施された本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に、平成30年2月7日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金718円と決定いたしました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。なお、当社の取締役専務執行役員1名が対象者の取締役を、当社の常勤監査役1名が対象者の監査役を、それぞれ兼務しており、また、対象者の代表取締役社長1名が当社の執行役員を兼務しております。

(i) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである大和証券に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。

当社が大和証券から取得した公開買付者算定書の詳細については「①算定の基礎」もご参照ください。

(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券及び株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」といいます。）に対して、対象者株式の価値算定を依頼するとともに、ブルータスに対しては、本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見（フェアネス・オピニオン）を求めたとのことです。

なお、SMB C日興証券及びブルータスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

対象者は、SMB C日興証券に対して、対象者株式の価値算定を依頼し、平成 30 年 2 月 6 日付で、SMB C日興証券から株式価値算定書を受領したとのことです。なお、対象者はSMB C日興証券から本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

SMB C日興証券は、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を反映するためにDCF法を用いて対象者株式の価値算定を行ったとのことです。上記手法を用いて算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	484 円～514 円
DCF法	587 円～898 円

市場株価法では、平成 30 年 2 月 6 日を算定基準日とする東京証券取引所における対象者株式の直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 514 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 484 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 484 円から 514 円までと算定しているとのことです。

DCF法では、本事業計画、一般に公開された情報等（対象者四半期決算短信における、平成 30 年 3 月期連結業績予想を含みます。）の諸要素を前提として、対象者が平成 30 年 3 月期第 3 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 587 円から 898 円までと算定しているとのことです。なお、割引率は 5.38%～6.58%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は-0.5%～0.5%として算定しているとのことです。SMB C日興証券がDCF法による分析の前提とした本事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりとのことです。なお、本事業計画については大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成 30 年 3 月期において、磁気ディスク用アルミ基板や光学用機能フィルムの生産性の改善、自動車用プレス金型における受注の平準化及び外注費用の減少等によって、営業利益、経常利益、当期利益について大幅な増益を見込んでおり、平成 31 年 3 月期においては、持分法適用関連会社である Tosyali Toyo Steel CO. INC.における販売数量の増加に伴う黒字化を主な要因として、経常利益及び当期利益について大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、本事業計画には本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については加味していないとのことです。

（単位：百万円）

	平成 30 年 3 月期 (6 ヶ月)	平成 31 年 3 月期	平成 32 年 3 月期	平成 33 年 3 月期
売上高	60,975	135,195	137,691	139,919
営業利益	1,751	5,006	5,469	5,578
E B I T D A	5,578	12,127	12,652	12,958
フリー・キャッシュ・フロー	1,156	△658	5,462	5,208

また、対象者は、ブルータスに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成 30 年 2 月 6 日付で、ブルータスから株式価値算定書を受領したとのことです。なお、対象者はブルータスから本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しているとのことです。

（注 1）

ブルータスは、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を反映するためDCF法を用いて対象者株式の価値算定を行ったとのことです。上記手法を用いて算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	484円～598円
DCF法	617円～833円

市場株価法では、平成30年2月6日を算定基準日とする東京証券取引所における対象者株式の基準日の終値598円、直近1ヶ月間の終値単純平均値514円、直近3ヶ月間の終値単純平均値484円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値501円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を484円から598円までと算定しているとのことです。

DCF法では、本事業計画、一般に公開された情報等（対象者四半期決算短信における、平成30年3月期連結業績予想を含みます。）の諸要素を前提として、対象者が平成30年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を617円から833円までと算定しているとのことです。なお、割引率は5.203%～6.698%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は0%として算定しているとのことです。ブルータスがDCF法による分析の前提とした本事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、本事業計画については大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成30年3月期において、磁気ディスク用アルミ基板や光学用機能フィルムの生産性の改善、自動車用プレス金型における受注の平準化及び外注費用の減少等によって、営業利益、経常利益、当期利益について大幅な増益を見込んでおり、平成31年3月期においては、持分法適用関連会社であるTosyali Toyo Steel CO. INC.における販売数量の増加に伴う黒字化を主な要因として、経常利益及び当期利益について大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、本事業計画には本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については加味していないとのことです。

(単位：百万円)

	平成30年3月期 (6ヶ月)	平成31年3月期	平成32年3月期	平成33年3月期
売上高	60,975	135,195	137,691	139,919
営業利益	1,751	5,006	5,469	5,578
E B I T D A	5,454	11,981	12,513	12,818
フリー・キャッシュ・フロー	727	△848	5,319	5,066

(注1) ブルータスは、フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる対象者株式の株式価値算定に際して、対象者から提供を受けた資料及び情報並びに一般に公開された情報が正確かつ完全なものであること、対象者株式の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある全ての事実がブルータスに開示されたこと等を前提に、それらの資料及び情報を原則としてそのまま採用しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を実施しておらず、また実施の義務を負うものではないとのことです。

ブルータスは、対象者及びその子会社・関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関による評価書、鑑定書又は査定書も取得していないほか、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での対象者の信用力についての評価も行っていないとのことです。

ブルータスがフェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた対象者の財務予測その他の資料は、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。ブルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していないとのことです。

フェアネス・オピニオンは、本取引が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、前日までにブルータスが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものとのことです。フェアネス・オピニオンの内容は、その後の状

況の変化により影響を受けることがあるとのことですが、プルータスはその内容を修正、変更又は補足する義務を負わないとのことです。また、フェアネス・オピニオンは、明示的な記載のない事項又はその提出日以降の事象に関して、何ら意見を推論させ、示唆するものではないとのことです。

フェアネス・オピニオンは、対象者が本公開買付価格の公正さを検証するに際しての基礎資料として使用するために作成されております。したがって、対象者が実行可能な事業戦略上の代替案と比較した本取引を行うにあたっての事業上の決定、又は取引の相対的利点については言及しておらず、本取引の是非について意見を述べるものではないとのことです。また、フェアネス・オピニオンは、対象者の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、如何なる意見を述べるものではなく、本取引に関する如何なる行動の推奨を株主に行うものでもないとのことです。

なお、SMB C日興証券及びプルータスがDCF法による対象者株式価値の算定に使用した連結財務予測は、対象者が平成29年5月11日付で公表した平成30年3月期連結業績予想及び平成28年5月11日付で公表した中期経営計画「TK WORKS 2018」に記載された対象者の連結売上高及び連結営業利益の数値と異なりますが、これは、以下の理由によるものとのことです。

当該中期経営計画の公表後、鋼板関連事業、機能材料関連事業及び機械関連事業の収益性が悪化したこと等を受け、当該中期経営計画の公表以降、中期経営計画と対象者の足元の業績及びその予測には重大なかい離が生じているとのことです（平成30年3月期業績見込みのかい離要因については、対象者四半期決算短信の「1. 当四半期決算に関する定性的情報」の「(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご参照ください。）。このため、当初の目標数値であった中期経営計画よりも、足元の収益環境及び対象者の業績等を踏まえ、より現状に即した予測に基づき、対象者の客観的かつ合理的な企業価値を算定し、本公開買付価格の妥当性を検討することがより適切であると判断したとのことです。なお、かかる連結財務予測の作成については、第三者委員会において、対象者の担当者から直接ヒアリングを行い、その作成過程について客観性又は合理性を疑わせる事情は見当たらないことを確認し、適切に作成されたものであると判断したとのことです。

#### (iii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして高井&パートナーズ法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

対象者は、高井&パートナーズ法律事務所から受けた、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を参考に、本公開買付けを含む本取引の具体的な条件等について慎重に協議・検討を行っているとのことです。

なお、高井&パートナーズ法律事務所は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

#### (iv) 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成29年10月27日、対象者が当社の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、当社及び対象者からの独立性が高い外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、弁護士の西田章氏（西田法律事務所）、対象者社外取締役・独立役員の林芳郎氏及び対象者社外取締役・独立役員の染谷良氏を選定しているとのことです。）を設置したとのことです。そして、対象者は、当該第三者委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性（対象者の企業価値の向上に資するといえるか）、(b)本取引の手続面の適正性（本取引の決定が公正な手続を通じて行われ、対象者の少数株主が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされているか）、(c)本取引により対象者の少数株主に交付される対価の妥当性、及び(d)上記(a)、(b)及び(c)その他の事項を前提に、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないといえるか否か（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。

第三者委員会は、平成29年10月27日より平成30年2月6日まで合計9回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には、第三者委員会は、本諮問事項の検討にあたり、対象者から、対象者の事業環境、当社が提案する本取引の目的、本取引が対象者事業に与える影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会から当社に対して、当社の事業環境、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等につき質問し、当社より、書面による回答を受領しております。第三者委員会は、対象者から直近の業績及び事業計画の内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、第三者算定機関であるSMB C日興証券及びプルータスから、対象者株式の株式価値の算定結果に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。加えて、第三者委員会は、対象者及びSMB C日興証券より、当社と対象者との間の公開買付価格に係る交渉状況の説明を適時に受け、質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーである高井&パートナーズ法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会的意思決定の方法及び過程等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、平成30年2月7日に、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、以下の内容の答申書を提出したとのことです。

- ① 第三者委員会に提出された資料及び聞き取り調査の結果に基づけば、(a)対象者の海外事業においては、現地法令・慣習などの知見、グローバル人材の育成・確保が重要となり、当社グループの拠点も効果的に活用しながら、当社グループ全体として、事業別・地域別戦略に基づいた適切な海外投資判断を企画実行することが望まれていること、(b)近年の経営環境は、少子高齢化にともなう国内市場の縮小や競合各社との競争激化、資材・エネルギー価格の上昇など厳しさを増しており、対象者の国内既存事業については、当社グループとして一体経営による収益性の向上、当社と対象者のシナジーの最大化及び同業他社との競争におけるグループ力の発揮（価格競争力、材料調達能力等を含む。）の実現が期待されていること、(c)対象者の新規事業開拓において、当社グループと対象者の研究開発部門が一体化されることは、開発のスピードアップに加えて、両社が固有に保有する技術についての相互活用を促進し、新しい事業を生み出す可能性があることが認められる。  
よって、本取引は、対象者を含む当社グループの企業価値の向上を目的として行われるものであり、対象者の企業価値向上にも資するものといえる。
- ② 本取引の交渉過程の事実関係を調査した結果、(a)内部的意思決定や公開買付者との交渉において、当社からの影響力を排除するために十分な利益相反防止措置が講じられており、(b)実際に行われた交渉の経緯においても、対象者は、当社からの提案を鵜呑みにすることなく、少数株主の利益の保護を念頭に、本公開買付けの価格を最大限に高めるため、粘り強い交渉が行われたものと評価でき、(c)かかる交渉においては、株式価値算定の専門家であるSMB C日興証券とプルータスから、独立した立場からの助言が適時に提供されており、(d)法律面においても、高井&パートナーズ法律事務所からの専門的助言が適時に提供されており、かつ、(e)対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画（平成30年3月期の連結業績予想の修正を含む。）を確定するまでの過程においても、当社からの不当な影響を受けていないことが認められる。  
よって、本取引の手続の公正性は遵守されていると認められる。
- ③ 第三者委員会に提出された資料及び質疑応答の結果に基づけば、(a)SMB C日興証券による市場株価法及びDCF法に基づく株式価値算定の方法はいずれも妥当なものであり、(b)プルータスによる市場株価法及びDCF法に基づく株価算定の方法もいずれも妥当なものであり、(c)SMB C日興証券及びプルータスによるDCF法の基礎とされた事業計画（平成30年3月期の連結業績予想の修正を含む。）には、その確定までの過程において、内容の合理性又は客観性を疑わせる事情はなく、(d)本公開買付価格は、当社と対象者との間における独立した当事者間の交渉の結果として形成されたものであると認められる。本公開買付価格が、SMB C日興証券及びプルータスの株式価値の算定結果の評価レンジに収まり、かつ、類似事例におけるプレミアム水準にも照らしても遜色がないことからすれば、本取引により対象者の少数株主が受領する対価は妥当である。
- ④ 第三者委員会は、本取引が、二段階買収に関する一連の手続において、対象者の少数株主に特段の不



利益を課すものではないと判断し、上記①、②及び③に関する判断を前提にすると、本取引が対象者の少数株主(対象者の株主のうち当社以外の者)にとって不利益なものであるとはいえないと考える。

- ⑤ 以上を踏まえて、対象者の取締役会が、本公開買付けに賛成し、応募を推奨することには合理性が認められる。

また、対象者は、当社より、今般、日本及び中国の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを平成30年5月11日から開始したい旨の平成30年5月7日付の連絡を受けました。対象者が設置した第三者委員会に対して、平成30年2月7日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを対象者が平成30年2月7日付で諮問していたことに従い、第三者委員会において検討を行った結果、第三者委員会は、平成30年2月7日以後、同年5月9日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと等を確認し、本日、対象者取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の平成30年5月10日付答申書を提出したとのことです。

(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、平成30年2月7日開催の取締役会において、隅田博彦氏及び毎田知正氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて、平成30年2月7日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合、これに賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様の本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役4名のうち、大川邦夫氏を除く3名が出席し、その全ての監査役が、平成30年2月7日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合、これに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に応募を推奨する旨の取締役会の決議について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

その後、前記「(iv) 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、対象者が設置した第三者委員会に対して、平成30年2月7日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを対象者が平成30年2月7日付で諮問していたことに従い、第三者委員会において検討を行った結果、第三者委員会は、平成30年2月7日以後、同年5月9日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと等を確認し、本日、対象者取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の平成30年5月10日付答申書を提出したとのことです。対象者は、かかる第三者委員会の意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても、平成30年2月7日以後、同年5月10日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと等を確認し、本日現在においても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから本日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、隅田博彦氏は当社の執行役員を兼務し、毎田知正氏は当社の取締役を兼務しており、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議に参加しておらず、また、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役4名のうち、大川邦夫氏を除く3名が出席し、その全ての監査役が、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の取締役会の決議について異議がない旨の意見を述べたとのことです。対象者の監査役である大川邦夫氏は当社の常勤監査役を兼務しており、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議に参加していないとのことです。

なお、対象者は、前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、平成29年9月14日に当社から提案を受け、「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の各措置を講じた上で、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券、並びに当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして高井&パートナーズ法律事務所をそれぞれ選任するとともに、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータスに対し、対象者株式の株式価値算定及び本公開買付け価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見(フェアネス・オピニオン)の提出を依頼したとのことです。また、対象者は、当該提案を検討するための対象者の取締役会の諮問機関として平成29年10月27日に第三者委員会を設置しました(第三者委員会の詳細については、「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iv) 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)。こうした体制の下、対象者は、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件について、当社との間で複数回に亘る協議・検討を重ねてきたとのことです。

また、本取引の諸条件のうち公開買付け価格については、対象者は、平成29年9月14日に当社から初期的な提案を受けた後、当社との間で継続的に交渉を行い、平成30年2月6日、1株当たり金718円とする最終提案を受けるに至ったとのことです。

その上で、対象者の取締役会は、高井&パートナーズ法律事務所から受けた法的助言、及びSMB C日興証券並びにプルータスから平成30年2月7日付で取得した対象者株式に係る株式価値算定書及びプルータスから平成30年2月7日付で取得した対象者株式に係るフェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、第三者委員会からの平成30年2月7日付答申書の内容(詳細については、「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iv) 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者によれば、対象者グループの今後の事業環境を展望しますと、鋼板関連事業においては、国内のスチール缶材市場は、飲料容器の多様化に伴うスチールから他素材へのシフトによる飲料用分野の減少等のため縮小傾向にあり、他社との競争が激化しているとのことです。また、製品材料である鋼材の価格は短期間で大きく変動しており、材料の安定調達に影響を与えているとのことです。平成24年にはトルコ共和国においてTOSYALI HOLDINGS A.S.と合弁で設立したTosyali Toyo Steel CO. INC.において、工場の立上げが当初の想定より11ヶ月程度遅れたものの、平成29年5月より本格的な稼働を開始したとのことです。

機能材料関連事業においては、磁気ディスク用アルミ基板については、最終製品であるハードディスクドライブの需要の変化が激しく、記憶容量の高密度化に伴う品質水準が高まっているとのことです。また光学用機能フィルムはフラットパネルディスプレイ関連市場における競争が激化しているとのことです。

機械関連事業においては、機械器具は軟調に推移しているものの、硬質合金や梱包資材用帯鋼は堅調に推移しているとのことです。また、平成28年に対象者が買収した自動車用金型プレス事業は、新興国メーカーの台頭により、競争が激化しているとのことです。

かかる状況下において、今後対象者がより持続的かつ発展的に更なる成長を実現していくためには、(a)既存事業における成長分野や新規事業への成長投資、(b)対象者と当社とのグループ間シナジーの最大化、及び(c)人材交流の推進が必要となるとのことです。こうした施策の実現に当たっては、当社の完全子会社となることで、より確実になるものと考えているとのことです。

(a)既存事業における成長分野及び新規事業への成長投資に関しては、当社の資金力・信用力を有効に活用することで、MENA(中東・北アフリカ)等の成長市場での製品開発の強化と新市場の創出を通じたグローバル展開やDNAチップ事業等、今後の対象者グループの新たな収益の柱の一つになりうる事業に対する投資が可能になることに加え、中長期的にみた場合、選択肢が広がるため、既に進出した海外市場における事業拡大のための追加投資や現在進出できていない地域への進出、既存事業を強化するためのM&A等これまで以上に大きな成長戦略を描く

ことが可能になるとのことです。

(b)当社とのグループ間シナジーの最大化に関しては、上場会社である対象者の独立性及び自主性の観点からこれまで限定的であった当社グループと対象者との間の情報共有及びノウハウやナレッジの相互活用について、当社が対象者を完全子会社化することで大幅にその活性化が図られ、当社グループと対象者の双方の事業拡大が期待されるとのことです。

具体的には、電気自動車の普及が進む中、自動車関連事業において、車載用電池の素材製造及び自動車用プレス金型製造を手掛ける対象者グループと、車載用電池の外装材の製造を手掛ける当社のそれぞれのネットワークを相互活用することにより、国内外の販売網の拡大が可能となるとのことです。

海外市場では、当社の金属容器生産機械設備の販売網を活用した対象者の鋼板材の販売網拡大が見込まれるほか、環境性能に優れる対象者のラミネート技術と当社のグループ事業会社の製缶技術を融合させることで、人体への影響が少ないBPAフリー製品を共同開発により早期に確立させ、欧米を起点に食缶ラミネート製品のグローバル展開を計画しているとのことです。

その他にも、対象者と当社による共同開発が期待されており、具体的には高い強度と軽さを併せ持つ素材であるCFRP（注2）の共同開発を計画しているほか、対象者のラミネート技術と当社のグループ事業会社の軟包装材料を組み合わせた新製品の開発も推進していくとのことです。また、対象者の新規事業であるDNAチップ事業は対象者において医療分野に実績がある一方で、当社は食品検査分野で既に技術が確立されており、それぞれ異なる市場をターゲットとしているものの、基礎研究・応用化研究では共通の技術もあるため、両社が共同で研究開発を推進することで開発費用の削減や開発スピードの加速が実現可能と考えているとのことです。

（注2）Carbon Fiber Reinforced Plasticsの略。樹脂を炭素繊維で強化することで、樹脂単体よりも高い強度や剛性を得たプラスチックのこと。

(c)人材交流の推進に関しては、対象者と当社の間での人材交流を活性化することにより、これまで両社が培ってきた研究・開発分野での知見やノウハウの共有を可能とし、また、近年、社会的要求が高まっている専門的で広範囲に及ぶCSR活動を一元化することにより、より質の高いCSR活動ができると考えているとのことです。

以上より、対象者は、本取引により当社の完全子会社となり当社と一体経営を行うことは、対象者の成長戦略にとって必要な諸施策を実行に移すことがより確実なものとなるだけでなく、これまで上場会社としての独立性及び自主性を維持するという観点から実現することの難しかった、ヒト・モノ・カネといった経営資源及び生産・研究・開発分野での知見、情報、ノウハウ等の相互活用が可能になると考えているとのことです。また、当社の完全子会社となることで、これまで以上に迅速な意思決定及び機動的な投資の実行を行うことができるようになることにより、変化の大きく厳しい経営環境への対応が可能となり、対象者の成長戦略の実現にともなう一層の企業価値向上が見込まれるとの結論に至ったとのことです。

また、対象者によれば、当社の完全子会社となることにより、当社と対象者の少数株主との間の利益相反を考慮することなく、当社と対象者による共同開発を含む様々な施策を迅速かつ柔軟に実行していくことができるようになり、その効率性も向上することが見込まれるとのことです。

これらの状況を踏まえ、対象者は、平成30年2月7日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合、これに賛同する旨の意見を表明したとのことです。

また、本公開買付価格が、(i)「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(ii)対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載されている、SMBC日興証券による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジ内であること、(ii)「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(ii)対象者における独立した第三者算

定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載されているプルータスによる対象者株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、DCF法に基づく算定結果のレンジ内であり、かつ、プルータスより本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見（フェアネス・オピニオン）が提出されていること、（iii）本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成30年2月6日の東京証券取引所における当社株式の終値598円に対して20.07%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）について同じです。）、平成30年2月6日から過去1ヶ月間の終値単純平均値514円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。）に対して39.69%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値484円に対して48.35%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値501円に対して43.31%のプレミアムが加算されていること、（iv）「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、（v）上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と対象者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、平成30年2月7日開催の取締役会において、平成30年2月7日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合、これに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成30年2月7日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及び本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

今般、前記「（iv）対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、対象者が設置した第三者委員会に対して、平成30年2月7日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを対象者が平成30年2月7日付で諮問していたことに従い、第三者委員会において検討を行った結果、第三者委員会は、本日、対象者取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の平成30年5月10日付答申書を提出したとのことです。対象者は、かかる第三者委員会の意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、上記のとおり、本日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

#### （vi）他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しております。さらに、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者の株券等について対抗的な買付けを実施することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

なお、当社は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の応募を本公開買付け成立の条件とはしておりませんが、当社及び対象者において上記の①ないし⑥の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

### ③ 算定機関との関係

当社のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

#### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
52,860,212 株	19,278,300 株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(19,278,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(19,278,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成30年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(100,800,000株)から、本日現在当社が所有する対象者株式数(47,885,756株)及び対象者決算短信に記載された平成30年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数(54,032株)を控除した株式数(52,860,212株)になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	478,857 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.53%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,155 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.31%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,007,459 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,006,292 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及びその「買付け等前における株券等所有割合」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)も、本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、0個としております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成30年2月13日に提出した第121期第3四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者決算短信に記載された平成30年3月31日現在の発行済株式総数(100,800,000株)から、対象者決算短信に記載された平成30年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数(54,032株)を控除した株式数(100,745,968株)に係る議決権の数(1,007,459個)として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数

点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

37,954 百万円 (予定)

(注) 買付代金は、前記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した本公開買付けの買付予定数 (52,860,212 株) に 1 株当たりの買付価格 (718 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 30 年 6 月 28 日 (木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地 (外国人株主等の場合はその常任代理人の住所) 宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金するか (送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日 (公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (19,278,300 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (19,278,300 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第 14 条第 1 項第 3 号又に定める「イからリまでに掲げる事実為準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事由が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時まで、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

(その他の大和証券株式会社全国各支店)

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条第 2 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

### ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

### (10) 公開買付開始公告日

平成 30 年 5 月 11 日（金曜日）

### (11) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

## 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社及び対象者は、平成 30 年 2 月 7 日付で公開買付けの実施に関する覚書（以下、「本覚書」といいます。）を締結しております。本覚書においては、本公開買付前提条件が成就していること（又は当社が本公開買付前提条件を放棄していること）を前提条件に当社が公開買付けを実施すること等が定められております。

なお、前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(vi) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置」記載のとおり、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者との間で接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者の株券等について対抗的な買付けを実施することを制限するような内容の合意は行っておらず、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 30 年 2 月 7 日開催の取締役会において、平成 30 年 2 月 7 日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合、これに賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様へ本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成 30 年 2 月 7 日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否か検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及び本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

今般、前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iv) 対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、対象者が設置した第三者委員会に対して、平成 30 年 2 月 7 日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを対象者が平成 30 年 2 月 7 日付で諮問していたことに従い、第三者委員会において検討を行った結果、第三者委員会は、本日、対象者取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の平成 30 年 5 月 10 日付答申書を提出したとのことです。対象者は、かかる第三者委員会の意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役 4 名のうち、大川邦夫氏を除く 3 名が出席し、その全ての監査役が、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の取締役会の決議について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

対象者の意思決定の過程に係る詳細については、前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

##### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報



①「平成30年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、平成30年5月10日に「平成30年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の連結損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況(連結)

決算年月	平成30年3月期(連結)
売上高	122,499百万円
売上原価	104,994百万円
販売費及び一般管理費	13,035百万円
営業外収益	654百万円
営業外費用	1,891百万円
当期純利益	1,098百万円

(ii) 1株当たりの状況

決算年月	平成30年3月期(連結)
1株当たり当期純利益	10.90円
1株当たり配当額	5.00円(注)
1株当たり純資産	884.01円

(注) 対象者は、平成29年9月30日を基準日として、1株当たり5.00円の間配当を実施しております。

②平成30年3月期期末配当

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成30年2月7日開催の取締役会において、本公開買付けを踏まえ、平成30年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。なお、本公開買付けが開始されず又は成立しなかった場合には、対象者は、従前の配当予想における配当額を配当するために合理的な措置(平成30年3月期末時点の株主への配当が実務的に困難である場合には、中間配当によることが予定されております。)を講じる予定とのことです。その場合、配当方針及び方法について速やかに決定の上、改めて開示するとのことです。

詳細については、対象者が平成30年2月7日に公表した「平成30年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースに含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服しめることができる保証はありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

本プレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課される場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。